

京 都 大 学 国 際 交 流 会 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 3 条 会館に、次の施設を置く。</p> <p>本館</p> <p>宇治分館</p> <p>おうばく分館</p> <p>みささぎ分館</p> <p>第 4 条 } (略)</p> <p>2 }</p> <p>第 5 条 第 3 条に定める各施設に、生活上の諸問題          に関し相談を受け、又は必要に応じ助言等を行わ          せるため、会館主事を置く。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第 1 1 条 入居者は、別に定めるところにより施設          使用料 <u>(外国人留学生の場合にあつては寄宿料。</u>  <u>以下同じ。)</u> を納付しなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>第 1 4 条 館長は、次の各号の一に該当するときは、          入居の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 入居者が指定の期限内に施設使用料を納付し          ないとき。</p> <p>(2) } (略)</p> <p>(3) }</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 3 条 (同 左)</p> <p>本館</p> <p><u>吉田国際交流会館</u></p> <p>宇治分館</p> <p>おうばく分館</p> <p>みささぎ分館</p> <p>第 4 条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>第 5 条 第 3 条に定める各施設 <u>(吉田国際交流会館</u>  <u>を除く。)</u> に、生活上の諸問題に関し相談を受け、          又は必要に応じ助言等を行わせるため、会館主事          を置く。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>第 1 1 条 入居者は、別に定めるところにより施設          使用料等を納付しなければならない。</p> <p>第 1 4 条 (同 左)</p> <p>(1) 入居者が指定の期限内に施設使用料等を納付          しないとき。</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>